

法科大学院教育における理解度確認システム (学ぶ君システム)の開発 —法的知識・法的分析・推論能力の向上を目的として—

千葉恵美子¹⁾・松浦以津子²⁾・富崎おり江³⁾・
小村 道昭⁴⁾・松浦 好治⁵⁾

実務法曹の養成を目的として設置された法科大学院では、質の高い専門家を大量に育成することが求められており、限られた短い期間で新司法試験の合格を目指すレベルに達することができるように効率的に教育しなければならない。名古屋大学法科大学院では、ICT (Information and Communication Technology) をベースにした新しい教育環境と専門職養成モデルを提案してきたが、法科大学院生の法的知識・法的分析・推論能力を短期間で確実に育成するために、大学発ベンチャーと産学連携で、法学教育の支援システムの一つとして、法的理解度確認システム(学ぶ君システム)を開発した。

本稿では、法的理解度確認システム(学ぶ君システム)の特色と汎用性、他の大学への提供の実績、学ぶ君システムの問題データの管理方法や運用体制を紹介する。択一問題をWeb上で出題するシステムが複数あるのにもかかわらず、他の法科大学院がなぜ本学が開発したシステムを導入したのかについても述べる。

キーワード

法科大学院, 法学教育, 新司法試験, e-Learning, ブレンディッド授業

1. はじめに

司法制度改革によって誕生した法科大学院は、裁判官・検察官・弁護士の養成を目的として、2004年4月に設置された専門職大学院である。2～3年という短期間で高度の専門的サービスの提供ができるように、紛争解決能力・問題発見能力・コミュニケーション能力(読解・分析・表現能力)・情報収集能力などをいかに育成するかが、全国の法科大学院の課題となっている。このような課題に対応するために、名古屋大学法科大学院は、2004年度から3年間、文部科学省法科大学院専門職大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築プロジェクト」¹⁾の資金補助を得て、法学教育支援を目的とする様々なITツールを開発してきた(千葉・富崎・鈴木・伊藤・松浦, 2007; 鈴木・伊藤・松浦, 2007)。本稿では、本プロジェクトで開発した法

学学習支援ツールのうち、名古屋大学と大学発ベンチャー企業が共同開発した法的知識理解度確認システム(通称「学ぶ君システム」)について、その特色、従来の類似ソフトウェアの違い、教育効果や利用実績について述べる。

2. 法的理解度確認システムの特色

2.1 学ぶ君システム開発の目的

法的知識理解度確認システム(以下では、「学ぶ君システム」という。)は、学習段階に応じて、問題解決能力、法的知識、法的分析・推論能力の習得レベルを学生に確認させるためのシステムとして開発された。

学ぶ君システムは、インターネット上で択一式問題を実施するシステムであり、いわゆる「クイズシステム」と呼ばれているものに分類することができる。法的知識、法的分析・推論能力、問題解決能力は、法律専門職としての能力のうち、基礎的な学力部分に相当する能力であり、これらの能力の育成は、これまでは、授業の後に小テストなどの実施によって行われてきた。学ぶ君システムは、第一に、基礎的な知識の定着化を図るツールとして従来の方式の改良を目的としており、第二に、後述するように対面講義の高度化、学生に対する対面講義以外の効率的な学習環境の構築を目的とする点に特色があ

¹⁾ 名古屋大学法学研究科

²⁾ 南山大学法科大学院

³⁾ 名古屋大学法学研究科

⁴⁾ 株式会社エミットジャパン

⁵⁾ 名古屋大学法学研究科

る。いわゆるブレンディッド授業（吉田，2003）に主眼を置いたシステムといえる。

2.2 学ぶ君システムが想定する利用場面・利用者像

学ぶ君システムを学生に予習段階で活用させると、基本的な知識についての習得を可能な限り対面講義外で行わせることができるので、教員は対面講義では、より高度な内容を扱うことが可能になる。また、対面講義が終了した後に、復習段階で学生に利用させると、学生の基本的理解度を確認し、講義の展開や学生の学習指導など、どのような教育サービスを提供することが学生にとって最適かを判断する材料になる。

教員は相互に学ぶ君システムによるすべての成績情報にアクセスすることができることから、他の教科との間の成績情報の交換やクラス単位での成績の比較などを行うことができる。

学ぶ君システムには、教員がテストを設定して学生に受験させる仕組みのほかに、自習機能が搭載されており、学生にインターネットが使える環境があれば、いつでも自らの理解度・達成度を確認できる。予習段階や復習段階で自己の理解度や苦手な部分を自発的に確認することができる。

択一問題は、一定の法的な基本知識が習得されているかどうかを確認する方法として定評があり、これまでも司法試験の一部で使われてきた。「学ぶ君システム」は、ウェブ上で法的な基本知識に関する択一問題を解くシステムである。法科大学院だけでなく法学部生向けの教育でも利用できる。加えて、学ぶ君システムに搭載する問題データベースの内容を変えることによって、法学だけでなく、他の教育分野でも利用は可能である。問題解決能力、分析・推論能力は、高等教育だけでなく、中等教育でも育成するべき能力であり、知識確認という点に限れば、初等教育段階でも利用可能であることになる。

2.3 類似ソフトウェア

クイズシステムを搭載した教育支援を目的とするソフトウェアとして、WebCTがある。WebCTは、htmlやネットワークなどの技術に精通していなくてもWebベースの教材作成、Word、PDF、PowerPoint等のファイルの講義資料の閲覧、さらには、電子掲示板、メール、オンラインチャット、成績の保守及び通知機能、アクセス制限機能、自動採点が可能なクイズ出題機能、コースカレンダー、学生用ホームページ、コース内容の検索、ホワイトボード、シラバスツール、宿題提出・回収ツールなど非常に豊富なツールを提供するシステムである（エミットジャパン，2005；梶田，2004）。当初、名古屋大学法科大学院でも教育支援システムとしてWebCTを採用した。しかし、「多機能すぎてどのように使えば講義に役立つかわからない」「操作手順が多くて覚えられ

ない」として、教育現場にはなかなか浸透しなかった。

3. 学ぶ君システムの特徴

3.1 操作が簡単

どんなにすぐれた機能が搭載されていても、そのソフトウェアが利用されなければ、教育改善にはつながらない。

そこで、学ぶ君システムの開発にあたっては、直観的に操作できるような設計をした。仕様の決定に際しては、開発側と教育現場の意見交換を徹底して行い、「あれば便利な機能」を付加していくのではなく、「必要にして十分な機能」だけをできるだけ少ない操作で実現できるように配慮した。いわば「引き算」方式で開発したシステムといえる。このため、開発段階で、利用者である教員・学生に徹底したアンケート調査をおこない、必要な機能が何かを特定した。特に教育現場に浸透させるためには、教員の利用が鍵になることから、学ぶ君システムによるテスト条件の作成（いつ、誰に、どのような条件でテストを実施するのか）をできるだけ単純化した。（図1）



図1 テスト新規作成ページ

3.2 問題データベース

WebCTが本研究科に浸透しなかった二つめの理由は、テスト問題の作り方とその使い方を理解し問題データを作成しなければならない点にあった。確かに、WebCTには、自動採点機能や成績分析機能など便利な機能はあるが、テストの問題という点に絞ると、基本的には同一科目（コース）内で、作成した問題データを使うシステムとなっている。他の科目で作成した問題データを利用

するには一旦エクスポートしてからコースにインポートするため、時間と手間がかかるという問題があった。

法的知識は相互に関連し、教育内容は次第に高速化されていくことから、教員からすると、関連分野を含めて、大量の問題データから担当科目で必要とされる問題データを自由に簡単に選択でき、授業の進度に合わせてテストを出題できることが望ましい。

そこで、学ぶ君システムでは、問題のデータベースの共有化を図った。つまり、学ぶ君上で作成された問題データは、誰がどの科目でも簡単に利用できるように分野、条文、判例などの指定、およびキーワード検索だけで自由に問題データを検索して出題できるしくみにした（図2）。

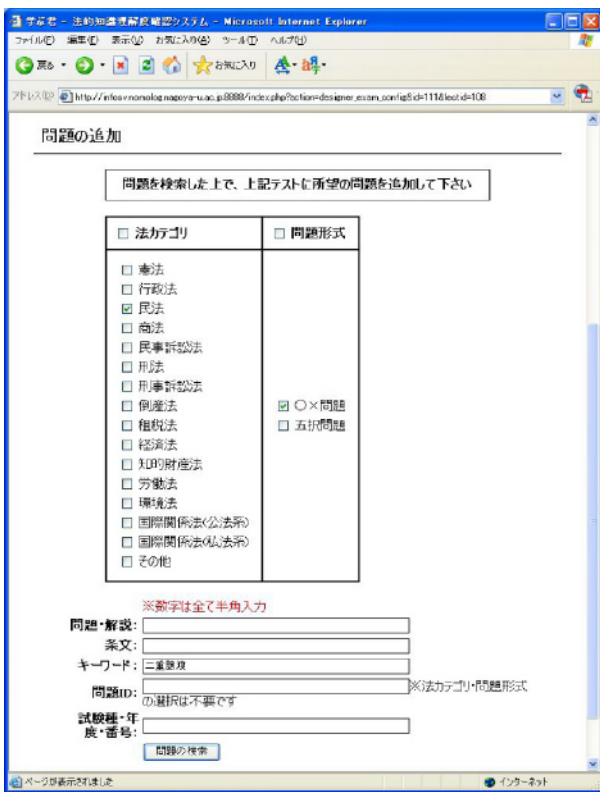


図2 問題の検索ページ

3.3 成績の自己採点・集計機能

学生は、テストの統計情報により自分と他の学生との成績比較ができる（図3）ため、自分の理解していない点やクラスのほかの学生の理解度を知ることができる。学生は、テスト終了後、問題の解説と成績を瞬時に確認することができ、しかも問題データには、解説がついているので、学生には知識の不足や法的分析・推論能力の欠陥を知ることができるようになっている。学生には理解していない点を直ちに補習する動機づけが与えられる（図4）。

一方、教員は、問題ごとの回答分布によって、個別学

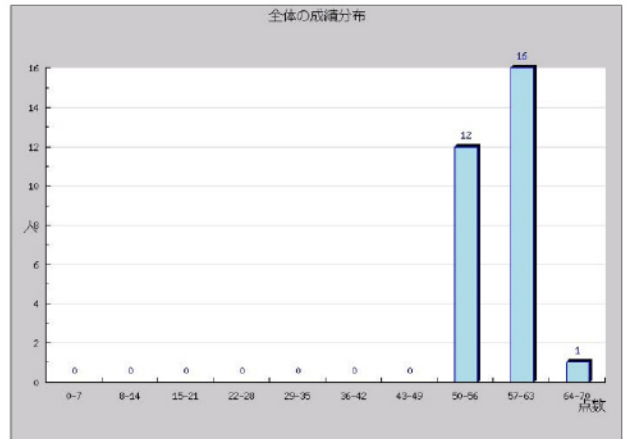


図3 各学生の成績集計結果

番号	講義科目名	受験情報
413	民法総論 第1回	<ul style="list-style-type: none"> 今回の科目の受験です 開始時間2007-03-16 14:21:40 ~ 終了時間2007-03-16 14:24:55 所要時間 3分

合計: 1点 / 3点

問1 未成年者である代理人がする代理行為は、本人に対して効果が生じる。
 あなたの回答: ○ ⇒ 正解です。
 正解: ○
 [全体の解説] 代理人は行為能力者であることを要しない(102条)。
 条文: 102条
 判例

問2 Aが甲建物乙建物所有し、乙建物に居住している状況において、Aに対して原告側の審判がなれ、Bが保佐人に選任された場合、Bに不動産処分代理権を付与する審判がなされたとは、Bのみで甲建物を有効に売却することができる。
 あなたの回答: × ⇒ 不正解です。
 正解: ○
 [全体の解説] 居住用に供しない建物については、家庭裁判所の許可を必要とすることなく、保佐人が単独で有効に売却できる(107条の4、107条の5第2項、109条の3)。
 条文: 107条の4、107条の5第2項、109条の3
 判例

問3 未成年者Aの法定代理人Bが、Aの了解を得ずに、Aを有償で譲渡した。Dを後代理人に選任し、DがAとCとの不動産売買契約の交渉に臨んだ。このとき、Bが後代理人を選任できる場合に当たらない限り、Dは適法な後代理人ではないとCの主張は正しい。
 あなたの回答: ○ ⇒ 不正解です。
 正解: ×

図4 点数、各問題についての正解・解説

生の受験の有無や成績、クラス全体の理解度(図5)などを簡単に把握することができるほか、毎回のテスト結果を集計する機能の搭載によって、膨大な成績情報を簡単に入手できる。

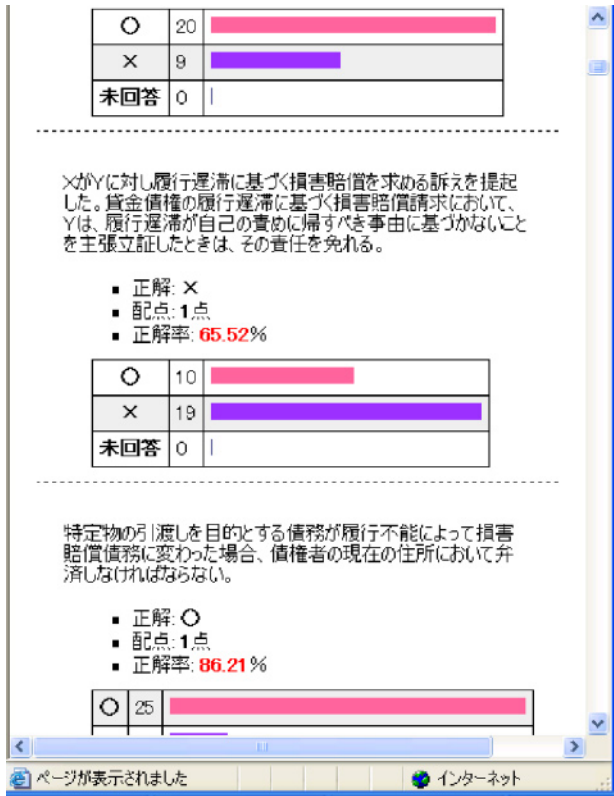


図5 問題ごとの回答分布 (正解・不正解がそれぞれ何回選ばれたか)

4. 学ぶ君の運営組織

文部科学省法科大学院専門職大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築プロジェクト」では、他大学へのITツールの移植を積極的に推進することを目的としてきた。

これまで、この種のツールを他大学に提供するために障害となってきたサーバ管理と問題データベースの信頼性の確保についても、名古屋大学法科大学院は、新しい解決策を提示している。前者についてはハウジングサーバを利用することにした。この結果、各大学が負担する費用は、学ぶ君のサーバハウジング費用をまかなうだけの金額設定となっているので、商用システムよりは負担額が少ない。後者については、教員が個人で問題データベースを更新していくことは負担が大きいことから、学ぶ君システムを開発する際に協力いただいた教員を中心に、データベースを更新することを目的とする著作権組合を2007年3月1日に設立し、組合員となっている教員

が、定期的に問題データベースの追加・更新するしくみが構築されている。2007年9月時点で9大学30名の教員が組合員となっており、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・知的財産法の各分野について問題作成委員会が作られている(図6)。問題数データの数は2007年9月20日現在で

憲法	2174問
行政法	997問
刑法	2508問
民法	6306問
商法	319問
民事訴訟法	1473問
刑事訴訟法	330問
知的財産法	66問
合計	14173問

である。今後は問題数を増やしていく予定である。

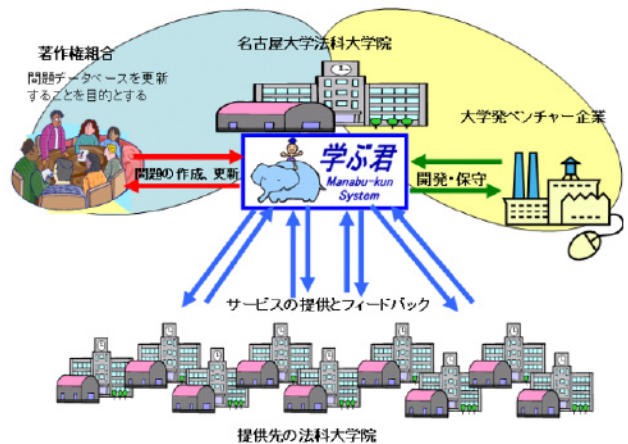


図6 学ぶ君を提供するための著作権組合・名古屋大学法科大学院・大学発ベンチャー企業の関係図

5. 学ぶ君の利用実績

学ぶ君システムの提供は、2007年4月から始まったにもかかわらず、現在、加盟大学は、南山大学、金沢大学、東海大学、大東文化大学、名城大学、獨協大学、同志社大学、愛知学院大学、明治大学、九州大学の10大学となっている⁽²⁾。教員・学生の利用者は2,628名となった。

ここでは加盟大学のひとつである、南山大学法科大学院での利用方法を紹介する。

南山大学法科大学院では、以前から、WebClassおよびWebCTを利用し自学自習させていたが、2006年度の途中から、名古屋大学法科大学院との連携の一環として「学ぶ君」を導入している。

ここでは、南山法科大学院で開講している「民法(契約法)」と「民法(不法行為法)」の学ぶ君の利用事例を

紹介する。

「民法（契約法）」は標準履修コース1年の春学期に4単位で開講される科目であり、2006年度は30回の授業の全てについて毎回20題、2007年度は30題の○×問題を復習問題の一部として学生に提供した。また、「民法（不法行為法）」は、秋学期の2単位科目であるが、この15回の授業についても、2005年度、2006年度と毎回20題の○×問題を学生に提供した。

学生は、日常的に復習に利用しているようである。2006年度の春学期中間試験の直前には、教員がまったく同じ問題をショートテストや定期試験の一部として出題すると明言したこともあって、予想を超えた人数が一斉に「学ぶ君」にアクセスしたので問題を解く画面を開くまでに非常に時間がかかる事態が生じた。このような事態の発生防止は今後の課題である。

最初のうちは、解答の期間を限定して問題を提供していたが、「いつでも何回でも使えるようにしてほしい」という要望が教員に寄せられたため、年度の最後までいつでもアクセスできるような対応を行った。

6. おわりに

インターネット上で択一式問題を出題するようなクイズシステムは世の中に多くある中で、学ぶ君システムは本研究科だけでなく10の法科大学院で利用されるまでに浸透した。このシステムが教育実践に役立ち、他大学に提供できるところにまで発展させることができたのは、法科大学院の教育現場のニーズを正確に把握したうえで、ニーズに沿ったものを大学の教育現場の状況を把握している大学発ベンチャー企業と共同で開発し、他大学との連携で学ぶ君の問題データを作成する体制を整えられた点である。ICT活用した教育システムは、高度な技術や先端技術を取り入れることだけが普及の要素でないのかもしれない。

今後さらに、学ぶ君システムを普及させるためには、学ぶ君システムを取り入れた効果的な教育方法を提案することが重要であると考えられる。

システムの利用方法

学ぶ君の導入を検討される大学には、お試用ID（教員用ID学生用ID）を発行する。このIDには機能の制限はない。トライアルを希望される場合には、下記のメールアドレスにご連絡いただくと、お試用IDと操作マニュアルをお送りする。

fire@law.nagoya-u.ac.jp

教育改善にむけた学ぶ君システムの利用方法などの説明を希望される場合には、名古屋大学法学研究科で担当者が対応する。

注

- (1) 文部科学省法科大学院専門職大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築プロジェクト」の詳細はhttp://nls.law.nagoya-u.ac.jp/n01_top.htmlを参照。
- (2) 現在、多機能シラバス「NLSシラバスシステム」（角田・養老・松浦、2006）と「学ぶ君システム」を総称して「名古屋大学法学教育支援システム」と呼んでおり、各大学に提供している。

引用文献

- 千葉恵美子・富崎おり江・鈴木慎太郎・伊藤栄寿・松浦好治（2007），法科大学院教育とICTを活用したFaculty Development（FD）活動－名古屋大学法科大学院の実践的取り組み－（特集－名古屋大学におけるFDの現状と課題）名古屋高等教育研究第7，19-37。
- エミットジャパン編（2005），WebCT：大学を変えるeラーニングコミュニティ 東京電気大学出版会。
- 角田篤泰・養老真一・松浦好治（2006），NLSシラバスシステム：コース管理プラットフォームとその投票サブシステムの利用，情報処理学会研究報告第3回CMS研究会予稿集，31-38。
- 梶田将司（2004），コース管理システムの発展と我が国の高等教育機関への波及独立行政法人メディア教育開発センター「メディア教育研究」，1，No.1，85-98。
- 鈴木慎太郎・伊藤栄寿・松浦好治（2007），ICTを活用した教育学習空間の創造 法律のひろば，60，No.2。
- 吉田 文（2003），『アメリカ高等教育におけるe-ラーニング－日本への教訓－』東京電気大学出版会，p54。



ちばえみこ
千葉恵美子

1978年 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了
1978年 北海道大学法学部助手
1984年 札幌学院大学法学部助教授
1992年 大阪大学法学部助教授
1999年 名古屋大学大学院法学研究科教授



まつらいつこ
松浦以津子

1976年3月 名古屋大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学
1976年4月 名古屋大学法学部助手
1979年4月 愛知大学法経学部助教授
1989年10月 愛知大学法学部教授
2003年4月 南山大学法学部教授
2004年4月 南山大学大学院法務研究科教授



とみざき
富崎おり江

1994年4月 名古屋外国語大学 職員
IT教育支援にかかわる業務に従事
2002年10月 名古屋大学法学研究科IT担当助手
2007年4月 名古屋大学法学研究科IT担当講師



おむら みちあき
小村 道昭

1998年3月 名古屋大学大学院工学研究科博士課程前期電子情報専攻修士課程修士
1998年4月 日本電気株式会社入社
2004年5月 株式会社エミットジャパン入社 代表取締役COO
2005年7月 同社代表取締役社長に就任
教育システム情報学会, 情報処理学会, 日本医学哲学・倫理学会



まつうら よしはる
松浦 好治

1976年3月 大阪大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学
1976年4月 中京大学専任講師(法学部・法哲学担当)
1979年4月 中京大学助教授(法学部・法哲学担当)
1982年4月 大阪大学助教授(法学部法理学講座)
1991年1月 大阪大学教授(法学部法理学講座)
2000年4月 名古屋大学教授(法学研究科, 応用法政情報論大講座)

Development of a Feedback System for Understanding of Knowledge of Law at Law School Education —Improvement of Students' Knowledge of Law, Analytical Skills and Legal Reasoning—

Emiko Chiba¹⁾ · Itsuko Matsuura²⁾ · Oriie Tomizaki³⁾ ·
Michiaki Omura⁴⁾ · Yoshiharu Matsuura⁵⁾

Law schools are established to educate professional lawyers. There is a high expectation that the law schools will successfully produce many competent professionals. The law schools work hard to train law students up to the level of passing the bar examination for a very limited amount of time. Being aware of this pressing need and pressure, Nagoya University Law School has developed and advocated a new model of education where ICT (information and communication technology) is extensively utilized. In order to enhance students knowledge of law, analytical skills and power of legal reasoning, we have developed a system nicknamed as “*Manabu-kun*” to inform each student the level of his or her learning. The system is developed in cooperation with a university venture and forms part of learning assistance environment of our law school.

This paper describes major features and general versatility of the system, its introduction to other schools, the data-management system of queries accumulated in the “*Manabu-kun*” system, and its daily operation. The paper also discusses the reason for the choice of this system in preference to other web-based query systems for legal education.

Keywords

Law School, Law education, bar examination, e-Learning, Blended Learning

¹⁾ Nagoya University Graduate School of Law

²⁾ NANZAN University Law School

³⁾ Nagoya University Graduate School of Law

⁴⁾ EMIT Japan Ltd

⁵⁾ Nagoya University Graduate School of Law